

令和7年度 なごや環境大学共育講座



法律と環境

～放置しないで、相続した土地と家～

「所有者不明土地」や「空き家」が社会問題となっています。

このような土地や建物が放置されることにより治安や治水、環境の悪化、公共事業や災害復興が進まないといった問題も起きています。相続時に放置され、問題につながっている例も多数あります。

今、こうした問題の予防のため相続に関する新しい制度も始まりました。この問題を知り、考えてみませんか。

1 プログラム(全4回)

各回とも前半は講義、後半は個別相談(希望者・一人25分以内)です

名古屋市の空き家の
現状と対策

6/25(水)13時～17時

- ・空き家は適切に管理されないと、周辺の住環境を悪化させるなど悪影響を及ぼします。空き家について真剣に考えてみませんか？

- ・個別相談あり
- ・講師 名古屋市職員

所有者不明土地解消へ、
法務局の新しい制度

7/2(水)13時～17時

- ・不動産の相続登記の義務化や、相続した土地を国が引き取る相続土地国庫帰属制度といった新しい制度について解説します。

- ・相続登記について個別相談あり
- ・講師 名古屋法務局職員

遺言書をお預かりします。
自筆証書遺言書保管制度

7/9(水)13時～17時

- ・あなたの遺言書を法務局に預けることで大切な遺言書の紛失、改ざん等を防ぐことができる自筆証書遺言書保管制度について解説します。

- ・個別相談あり
- ・講師 名古屋法務局職員

所有山林の管理に関する
基礎知識

7/16(水)13時～17時

- ・「所有山林の情報を知りたい！」所有山林の管理にまつわる法制度等について紹介します。

- ・個別相談あり
- ・講師 愛知県職員

2 場所 市政資料館(名古屋市東区白壁1丁目3)

3 申込・問合せ先

なごや環境大学企画運営担当
環境カウンセラー岡本明子

✉ akikoakiko@mbe.nifty.com

参加日、参加者全員の名前、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレスを、左記メールアドレスにお送りください。参加登録票をお送りします。
定員になり次第、申込みを締め切ります。また、個別相談の希望者が多い場合、ご希望に添えない場合があります。



本共育講座について詳しくは なごや環境大学HPをご覧ください

法務局の相続・遺言の手続については 名古屋法務局HPをご覧ください



不動産に関するルールが大きく変わりました

● 相続登記の義務化(令和6年4月1日～)

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から **3年以内の相続登記**が義務になりました
令和9年3月末までの登記が必要です
- ✓ **令和6年3月以前の相続**についても義務の対象です
- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります(～令和9年3月末)

相続・遺言に関する
 手続きのご案内
 (名古屋法務局
 HP)



● 住所・名前の変更登記の義務化(令和8年4月1日～)

- ✓ 登記簿上の所有者の住所・名前を変更した日から **2年以内の変更登記**が義務になります
個人も法人も対象です
- ✓ **令和8年3月以前の変更**についても義務の対象です
- ✓ 事前に法務局に申出手続(検索用情報の申出)をしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をするサービス「**スマート変更登記**」がご利用いただけます(令和8年4月～)



申出手続はかんたん・便利な**インターネットでの手続き**がおすすめです(無料・受付中)

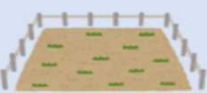
申出方法↑

相続した土地を手放すための制度が始まりました

● 相続土地国庫帰属制度 (令和5年4月27日から)

相談は予約制です

① 承認申請



※ 審査手数料の
 納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が**10年分**の土地管理費相当額の**負担金**を納付

④

国庫帰属



重要! 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例) ・建物や障害物のある土地
 ・土壌が汚染されている土地
 ・権利などで争いのある土地 など

詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

● 自筆証書遺言書保管制度

死亡前

作成した本人が遺言書
 保管所に来庁して手続

法務局 (遺言書保管所)



形式を
 確認

遺言書保管官



画像データ化

原本保管

死亡後

交付請求

① 遺言書情報証明書 ② 遺言書保管事実証明書

法定相続人

検認不要

家庭裁判所

関係相続人等

- ① 関係遺言書保管通知
- ② 死亡時通知



遺言者



保管手数料
 3,900円



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省



手続には予約が必要です